

16年度 農政活動事業報告

(1) 農政対策

ア 食料・農業・農村基本計画の見直しに関する組織検討と意見集約

平成12年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画(以下、基本計画)は、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法の理念を具体化した農政の指針そのものであるが、情勢の変化や施策評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされている。こうしたことから、平成15年12月開催の食料・農業・農村政策審議会は、農林水産大臣からの諮問を受け、見直し作業に着手した。

今回の見直しでは、農業構造のさらなる改革、安全・安心な食料の安定供給の確保、環境保全を重視した農政の実現の観点から基本計画やそれに基づいて実施されている各施策について、徹底的な検証と見直しを行うとともに、引き続き消費者の視点に立った施策を強化することとした。

さらに、現行基本計画が決定された際にも課題として提起されていた 担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行、担い手・農地制度の改革、地域資源・環境保全政策の確立、の大臣指示3事項についての本格的な検討も行うこととされた。

以上の点から、目標年及び食料自給率目標などの基本計画の構成(目標の設定)と、上記主要3課題に対する政策提案などを見解を各農業委員会に求めたところ、13農業委員会から報告がなされた。これら集約された意見をもとに、県農業会議の見解としてとりまとめ、5月14日の常任会議員会議に諮り全国農業会議所に提出した。

この本会としての見解の概要は、食料自給率目標45%、農地確保目標470万haの最低水準としての堅持と、土地利用型農業以外の野菜・花き・果樹・畜産等の経営や地域農業の活力維持に果たす兼業農家等の潜在的役割への評価と政策展望の重要性を指摘。また、農地等が国民全体にとってかけがえのない財産であり、食料生産の場としてだけでなく、人間が健康・快適に生活し生存していく上で必要不可欠なものであるという共通認識が重要である点を強調し、こうした面での施策展開が図られるよう要望した。

また、基本計画見直しの具体的検討基礎資料として、以下の調査等を実施した。

(ア) 農業委員会における不在村農地所有者の情報把握に関する調査

農産物価格の低迷、少子高齢化の進展による人口減少時代を迎え、さらには相続等により、今後不在村者が所有する農地は益々増加することが予想され、全国的にも遊休・荒廃農地が地域の農地利用・資源管理の上で大きな支障をきたすことが懸念される。しかしながら、農業委員会はもとより他の機関においても不在村者農地所有の情報管理は必ずしも十分ではない。

こうしたことから、不在村者農地所有の状況を把握し、今後の農地情報把握の制度・体制等の整備に向けた取り組みに資するため調査を実施した。85農業委員会中83委員会から報告がなされ、全国農業会議所に提出した。

調査の要約については、不在村農地所有者数及び所有面積についての前年対比の動き、また不在地主所有農地の耕作放棄の動きについては、増加傾向にあるとの回答が多いものの、多くは不明等の回答が過半を占め、把握しきれていないのが実態である。農業委員会における不在村農地所有者の情報把握状況については、全てを把握しているという回答と、全く把握していないという回答に二分されるが、他の回答内容から推察すると多くが十分把握されていないようである。回答55農業委員会の農地面積62,445 haのうち不在村農地所有者の面積は6,808 haで、その割合は11%となる。しかし、市町村別では、50%近くから5%以下まで10倍近くの幅がある。不在村農地所有者の居住地は、隣接市町村がほぼ半分で県外は1割強を占める。不在村農地所有者となった経緯の把握状況は4割以下であり、農業委員会での不在村者所有農地に対する対策は、一部を除きほとんどが何も対策を講じていないというのが実態である。

(イ) 不在村の農地所有者へのアンケート調査

農家の高齢化の急速な進展と農産物価格の低迷等により、平成22年には農業従事者が現在の約半分にまで減少することが予想されている。したがって耕作放棄地は年々増加傾向にあり、平成12年時点では全国で34万haにもなっている。また、こうした農地の多くは相続等によっていわゆる不在村の農家以外が所有する割合も高いものと見込まれる。しかしながら、不在村農地所有者の農地の管理状況等については必ずしも十分把握出来ていないのが実態である。また、農業委員会における農地管理体制の強化、特に不在村農地所有者の農地管理のあり方の整備を提案、要請していく観点からアンケート調査に協力し、平地農業地域、都市的地域、山間農業地域それぞれ1農業委員会の対象者各10名に依頼して実施した。

(ウ) 食料・農業・農村政策審議会企画部会における「担い手・農地制度のあり方」についての検討に資するための事例収集

「担い手・農地制度」についての議論の中で、優良農地の確保に関する施策のあり方が主要検討課題の一つとされた。その際、大規模店舗等の出店計画等により地域の農地利用、住民に問題が生じている事例、また、企業等が農地転用・用地取得をした後、事業不調等で撤退・荒廃している事例などの実態が求められた。48農業委員会から報告がなされ、うち1件の該当案件を全国農業会議所に報告した。

(エ) 産業廃棄物処理事業者・NPO法人等からの農地取得相談及び農地への産業廃棄物の不法投棄等に関する事例収集調査

食料・農業・農村基本計画の見直しに際し、主要課題である農地制度について、農地の権利移動制限や転用規制のあり方など、農地制度の改革論議は、株式会社一般の農地取得や特区の全国展開、農地の権利移動規制の大幅緩和など、農地に関する制度そのものに係わるもので、農地に責任を持つ農業委員会の存在意義とも深く関わるものである。

したがって、現場における具体的事例やデータによって、こうした課題に的

確に対応していく必要から、産業廃棄物処理事業者・NPO法人等からの農地取得相談の状況と農地への産業廃棄物の不法投棄等の事例調査を実施し、53農業委員会からそれぞれ各6件ずつの合計12件の該当案件の報告があり、全国農業会議所に提出した。

イ 地域農業再生運動（^ニ・^{サン}・^{マル}0運動）の6年間の取り組み

（ア）地域農業再生運動を基礎とする農業委員会系統組織・活動の改革等の6年間の取り組み状況・成果等報告

農業委員会組織は、平成11年度から16年度までの6ヶ年間（本県では推進スローガン2・3・0運動として平成12年度から16年度までの5ヶ年間）を期間とする運動に取り組み、農業・農村現場の抱える課題解決に向けた活動を展開してきた。この取り組みの実績・成果を確認し、検証・評価を行い、新たな組織運動の具体的推進に結び付けていくことが極めて重要であることから、地域農業再生運動における重点取組事項として、経営改善のための利用集積システムの確立と推進、地帯別遊休農地解消対策方策の検討と普及、認定農業者との意見交換会による建議等の実施啓発、学校給食等への地域食材の提供のための検討、農業者年金の加入推進、情報の強化などについて、また、組織改革の取組では、地区担当制の整備、委員定数の適正化などについての取組状況及び成果の報告を求めた。この結果、42農業委員会から報告があり、これらを取りまとめ全国農業会議所に提出した。

（イ）「かけがえのない農地を守り、活かす運動」取り組み事例収集

農業委員会系統組織では、これまで取り組んできている「地域農業再生運動」の一環として、インターネット（ホームページ）を活用した「かけがえのない農地を守り、活かす」運動の提唱により、貴重な資源である農地を確保し、次世代につないでいく取り組みを国民的な運動として展開することとし、全国各地で取り組まれているさまざまな遊休農地対策や食と農の連携（食農教育）などの広範囲なデータベースの整備を図ることとした。農業委員会自らの取り組みのほか、市町村・農協・公社等の取り組み、地域の農業者や集落ぐるみによるもの、また消費者や市民が参加している取り組み、鳥獣害対策、教育関係者等との連携など、各分野、各界を網羅した幅広い情報の提供によって交流のネットワークを広げ、一般国民に対しての食料・農業・農村への理解と、農業委員会活動への認識を深めてもらおうとするものがある。本年度本県からは、9農業委員会から更新分を含め9事例の報告があり全国農業会議所に提出した。これで累計として35事例が登録された。

ウ 「農業委員会の必置規制の堅持」に関する市町村長への要請活動等の取り組みについて

農業委員会制度については国会で、地方分権の推進や市町村合併の進展等に対応し、地域の実情に応じた組織運営を進めるとともに、活動の重点化と効率化を

図る観点で「農業委員会等に関する法律」の一部改正の審議が行われた。しかし、地方分権改革推進会議は「農業委員会、普及職員の必置規制の廃止又は一層の緩和、交付金の一般財源化等について一層の改革を検討すべき」との指摘を行い、今までの農業委員会制度改正への取り組みを評価しないばかりか、農地制度上の農業委員会の役割・機能を否定するものであった。

こうした情勢から、農業委員会系統組織として、6月10日の尾張地域及び17日の三河地域の会長、事務局長会議において、その趣旨を説明するとともに個別に各市町村長、議会等に対し、「農業委員会の必置規制の堅持と交付金の維持・確保に関する要請」活動を行うとともに意見交換会等を通じ理解を求める取り組みを要請した。その結果、県下23農業委員会から実施報告があり、これらを全国農業会議所に提出した。

エ 食料・農業・農村基本法の政策確立対策

(ア) 農業経営基盤強化促進法第27条に基づく農業委員会の遊休農地に関する指導状況等の実態把握

農業経営基盤強化促進法第27条による農業委員会の指導件数は、全国段階では平成13年度が8,008件、14年度が8,048件、15年度が9,030件とわずかながら増加してしているが、耕作放棄地面積34万haに対する指導面積は約1,400haと極めて少ないのが実態である。

11月1日に施行された改正農業委員会法では、農業委員会の活動について、農地に関する業務と農業経営の合理化に関する業務への重点化が図られ、とりわけ農政上の大きな課題である遊休・耕作放棄地の解消に向けた取り組みの強化が求められている。

こうしたことから、遊休農地に関する取り組み状況とその成果、今後の取り組み方向についての実態把握と分析を行い、指導の一層の強化に資することとされた。本県では1農業委員会による指導件数166件、面積1.25haの状況を報告するとともに、各農業委員会に対しこの取り組みによる一層の強化をお願いした。

(イ) 全国農業委員会会長大会への参加

平成16年5月26日午後1時から東京都・日比谷公会堂において平成16年度全国農業委員会会長大会が開催され、本県から総数88名が参加した。冒頭、太田豊秋会長から「農業委員会等に関する法律改正及び新たな食料・農業・農村基本計画の見直しは、我が国農業の方向性を明確に指し示すものでなくてはならない」と関係者の奮起を期待する旨のあいさつがあり、次いで経過並びに情勢報告の後、提案・要請決議として「新たな『食料・農業・農村基本計画』策定に向けた担い手・経営・農地政策等に関する提案」「WTO農業交渉とFTA・EPA交渉に関する要請」「農業委員会の必置規制の堅持と交付金の維持・確保に関する要請」、特別決議・申し合わせ決議として「農業委員会の活動・組織の改革に関する特別決議～実践しよう、地域農業の再生に向け

た自らの取り組み～」「『地域農業再生運動を推進する情報活動』の強化に関する申し合わせ決議」が提案され、いずれも原案どおり承認された。

また、「これからの農業委員会組織への期待と意見」と題して、時事通信社解説員の野村一正氏、福島大学行政社会学部助教授の岩崎由美子氏の講演が行われた。

大会終了後、直ちに代表要請として政府、主要国会議員に対して農業委員長を中心とした要請活動を実施した。さらに西三河・豊田加茂・新城設楽・東三河支部合同による地元選出国会議員への要請と懇談会を実施した。

(ウ) 全国農業委員会会長代表者集会への参加

平成16年12月2日午後1時から東京都・九段会館大ホールにおいて、平成16年度全国農業委員会会長代表者集会が開催された。松井副会長のあいさつの後、前半は初めての試みとして「かけがえのない農地を守り、活かす取り組みをどうすすめるか」をテーマとして対話集会が行われた。まず、秋田県と沖縄県の農業委員長から事例の発表が行われ、次いで会場から各県の代表農業委員長による意見が述べられた。

後半は要請決議として、「新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に関する重点要請」「『三位一体改革』並びに平成17年度農林・農業委員関係予算の確保に関する要請」「WTO農業交渉並びにFTA、EPA交渉に関する要請」が、また特別要請決議として「平成16年台風災害並びに新潟県中越地震に関する要請」、申し合わせ決議として、「活力ある農業・農村づくりに向けた農業委員会組織・活動の改革に関する申し合わせ」「『情報活動』の強化に関する申し合わせ」がそれぞれ原案のとおり承認された。

代表者集会終了後、政府・地元国会議員等への代表要請活動を実施した。

(エ) 農業委員会と認定農業者との意見交換会の開催

農業委員会系統組織は平成11年から、意欲ある農業者の育成と優良農地の確保・有効利用対策など、基本計画の推進に向けて「地域農業再生運動」に取り組んできた。その一環として、「農業委員会と認定農業者との意見交換会」により、認定農業者がどんな意見・要望を持っているかなど、農業委員会が農業者や地域の声を代表する機関として、これら意見・要望を汲み上げ、施策として反映させていく役割を担っている。平成16年度における実施の報告は14委員会からあり、参加者数425名、うち認定農業者等は160名であった。また、認定農業者へのアンケートは、14委員会から235名の回答を得た。

今回のアンケート内容は、経営改善計画の実現に必要な支援について、農地の利用集積について、株式会社一般の農業参入や市民的農地利用について、優良農地の確保や耕作放棄地の解消に向けた地域の農地利用について、の各課題に対する意見を求めたもので、これら報告された回答を取りまとめ全国農業会議所等に提出した。

こうした意見・要望が全国農業委員会会長大会での具体的政策提案として、また国が取りまとめた経営政策を始め農林関係予算概算要求・税制改正要望案

等に反映された。

(オ) 建議・要請活動の実施

建議・要請活動は、6月に下山村農業委員会から「中山間地域等直接支払制度の次期政策に関する要望」が、8月には豊橋市農業委員会から「平成17年度農業施策に関する要望書」が、また12月には「食料・農業・農村基本計画の見直しに関する建議」の提出があり、農林水産大臣、農林水産省東海農政局長、愛知県知事、全国農業会議所会長へ要望した。

(2) 農林水産予算対策

政府は、平成16年12月24日の閣議で平成17年度予算案を決定した。農林水産予算は、対前年度比97.2%、2兆9,672億円で、「三位一体改革」を踏まえ、地域の自主性や裁量を高めるための補助金の大胆な統合や交付金化が大きな特徴となっている。

農業委員会組織関係予算については、従来の農地流動化や経営確立、新規就農対策等の補助金が廃止され、新たに「強い農業づくり交付金」(470億円)として大括り化・交付金化された。交付金化された事業については、各事業の予算額は提示されず、国が示すメニューのうち事業実施主体が実施を希望する事業と、自らが考案し実施する地域提案メニューについて、必要な予算額(事業計画)等を都道府県に申請、都道府県で審査のうえ、国に申請し、予算が配分される仕組みとなるため、各市町村農業委員会に必要な予算が確保されるよう市町村や県に働きかけた。

農業委員会交付金については、一昨年(平成15年度)の予算対策において政治決着した「16年度から3年間で2割程度の縮減」を踏まえ、17年度は16年度に続き6.9%(7億4,552億2千円)の縮減となった。

(3) 農林業関係税制対策

ア 名古屋国税局への要請と課税対策協議

農業に関する課税対策のため、東海4県農業団体課税対策協議会が9月8日、12月9日及び20日に開催され、各県から平成16年度の農業所得課税に関する要請(平成16年度分農業所得標準の作成、転作田標準の作成、収入金課税、臨時税務書類の作成者の許可、農業所得標準の段階的廃止に伴う対応等について)を行い、農業所得標準作成のための情報や資料の提供を行った。また、農業所得標準の段階的廃止と消費税法の改正による事業者免税点の引き下げによる課税対象者の増加に伴う記帳指導会の開催について相互に情報交換し、これらの対応について協議した。

また、納税猶予適用者に対しては制度の趣旨の徹底に努め、より一層の的確な制度の運用が求められるが、当該制度が農業経営を行う農業者に対象が限られ、現に自らが納税猶予適用農地等について農業の用に供していることが必要であり、納税猶予適用農地等の譲渡、貸付又は転用した場合は、納税猶予の猶予期限

が確定し、当該期限までに猶予税額の全部又は一部及びこれに係る利子税を納付しなければならなくなることから、納税猶予制度の適正運営のため、名古屋国税局と現状と問題点についての打合せを行った。

イ 平成17年度農林関係税制改正に関する要望

平成16年度の税制改正では、厳しい財政事情にあってもデフレ不況からの一刻も早い脱却を目指し持続的な経済社会の活性化を図るため、住宅・土地税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税等について各種の措置が講じられた。また、少子高齢化が進行する中で、年金制度改革に資する観点も踏まえ、世代間及び世代内の公平を確保するための年金税制の見直し措置もなされた。しかし、農業関係では国有農地売渡等に伴う登録免許税の軽減措置や農村工業等導入促進法に基づく製造業者等が工業用機械等を取得した場合の特別償却が廃止されるなど極めて厳しい内容となった。

平成17年度税制改正についても2010年代初頭には財政の均衡化を図り黒字化させるという目標達成に向けた抜本的改革の流れの中で行われるが、「食料・農業・農村基本計画」の見直しが進められ、これらを踏まえた税制改正の対応が必要であるという前提で、4農業委員会から要望があり、これらを全国農業会議所に提出した。

ウ 農地等の贈与税納税猶予・相続税納税猶予制度改正に関するアンケート

農林水産省では平成17年度の税制改正として、「一定の要件のもとで、納税猶予制度の適用農業者が特例農地等を農業生産法人に使用貸借させる場合であっても、当該制度が継続されること」を要望。これは、今後の農業のあり方として、経営の法人化を目指す農業者の増加が予想されることから、こうした意向把握のため、集落営農が比較的盛んで、協業経営体への参加が旧市町村単位で2戸以上ある地区を候補として、全国段階で28道府県、適用者のおおよそ1%の2,000名を対象に農業委員会の協力を得て実施した。

本県では、調査対象62市町村、221名を予定し該当農業委員会に依頼。該当者がいないと回答された4農業委員会を除いた47農業委員会の164名から回答（回収率74%）を得た。

取りまとめ結果については、納税猶予適用対象の95%が相続税で、贈与税は4%未満。全国段階では相続税が55%、贈与税45%であることから、愛知県の相続税のウエイトの高さが目立つ。制度改正が予定された場合の対応について、何らかの形で農業生産法人に参加するとの答えは2割程度。積極的に法人を立ち上げようと考えているのは4%とごく僅か。全体の6割近くが従来のままの農業継続との答えである。ただ、法人に参加したくても常時従事するのが困難としており、制度改正上の課題となっている。制度改正の必要性については、改正を行うべきが73%、行うべきでないが17%と、多くが改正の必要性を認めている。

(4) 農業委員会系統組織対策

農業委員会制度の改正や食料・農業・農村基本計画の見直し、農地制度の見直し、市町村合併、「三位一体」の改革、各種規制改革等の動きに的確に対応するとともに、中長期的視点から農政の推進体制のあり方の検討も含め、新たな情勢の変化に対応していく組織の改革に積極的に取り組んできた。

また、「活動・組織の改革」の着実な実戦に向け、農業委員の地区担当制の整備、農業委員会の広域連携システムの確立、県農業経営改善支援センター機能の確立など、組織の改革にも積極的に取り組んできた。

なお、厳しい財政状況の下で、組織予算も厳しさが増しており、農政を巡る新たな情勢を踏まえ、中長期的視点に立って事業の重点化等を進めるとともに、思い切った組織・事業の効率化と体質の改革に取り組んだ。